

# 災害後に避難所となった学校が 早期に教育を再開するための学校管理者の考え －看護活動への手がかかり－

高橋 梢子<sup>1</sup>, 柘中智恵子<sup>2</sup>, 川崎 裕美<sup>3</sup>

## 概 要

目的：災害後に避難所になった学校が早期に教育活動を再開するための学校管理者の考えを明らかにし、示唆を得ることである。方法：研究参加者は2016年熊本地震の際避難所になった小・中学校の管理職5名。半構成的面接法により、質的記述的に分析を行った。面接では避難所運営の困難点、早期学校再開のための必要事項などを確認した。結果：早期に学校再開するためには【教育者の職責として子どもたちの心身・生活を守る】【教育者の職責として教育の場を保持する】ことが必要であった。避難所運営を避難者にスムーズに移行し、教員が学校再開活動に専念するためには【他団体のすべての支援を主体的に活用する】【備えの本質は地域共同体としてのつながりである】【管理者の職責として教員の心身を守る】ことが必要であった。結論：教育者としての職責に対する考えや価値観・管理的立場での信念を看護職が理解することは、教員と共に避難所で円滑に活動を行う協働者として有用である可能性がある。

キーワード：避難所運営, 学校再開, 学校管理職, 自然災害, 災害看護

## I. 緒 言

近年、日本で毎年のように起きる大規模災害では、人々は自宅が崩壊するなどの甚大な被害を受け、避難所での生活を余儀なくされる。2016年4月に発生した熊本地震では、すべての避難所が閉鎖されるまでに7ヶ月要した<sup>1)</sup>。避難所は緊急避難の中核機能だけでなく、中長期的な生活復旧を支援するための機能も持ち合わせなければならない<sup>2)</sup>。

避難所運営ガイドラインには避難所の運営主体は自治体であり、徐々に避難者へ移行するこ

とが示されている<sup>3)</sup>。日本では避難所の多くは学校である。学校が避難所になっている性質上、教職員がその運営に関わらざるをえない実態がある。災害時の教職員の責務は児童・生徒の安全を確保して教育を継続することである<sup>4)</sup>。教職員が避難所の運営主体を担うことは学校再開の遅れにつながる。1995年阪神・淡路大震災では、避難所運営の中心は教職員であり、自らも被災者でありながら、住民のために献身的に活動した<sup>5-7)</sup>。2011年の東日本大震災では、約4割の学校で教職員全員が避難所運営に従事し、避難所として利用されたことにより約3割の学校で教育の再開に遅れが生じた<sup>8)</sup>。2016年熊本地震においても、避難所運営のほとんどを学校職員が担っていたところもあった。被害規模が大きく、避難所へ自治体職員が派遣されるため

<sup>1</sup> 島根県立大学看護栄養学部

<sup>2</sup> 熊本大学大学院生命科学研究部

<sup>3</sup> 広島大学大学院医系科学研究科

に数日を要することもあった。一方で、地域によっては住民の自治組織によって避難所が運営されて、教職員は子どもに対して安否確認や学校再開の準備等の学校用務に専念できた学校もあった<sup>9,10)</sup>。発災後、教職員は子どもたちの安否確認、校舎内外の被害状況の調査、学校再開に向けての校舎の片づけ、通学路の安全確認や教材の確保、授業時間の調整、子どもたちの心身のケアなど、教職員としてやるべきことは膨大である。子どもたちの心身の健康のためには一日でも早い学校再開が必要であり、そのためにも教職員が教育活動に専念できることが重要となる。作川らは、看護職は被災者個々に向けた自立を支える視点と避難所内全体を俯瞰しながら生活環境改善と健康管理を行う視点を持つことの重要性を述べている<sup>11)</sup>。つまり、看護職は避難所となった教職員の職責や考え、その責任を果たすための方法や活動を理解する必要がある。

そこで、本研究では大規模災害時に避難所になった学校で、避難所運営をしながらできるだけ早く教育活動を再開するための学校管理者の考えを明らかにすることを目的とした。これまで、教職員ではなく避難者が避難所運営の主体となったケースとして、地域住民の備え<sup>12)</sup>や、リーダーとなる住民の存在があったことが報告されている<sup>2)</sup>が、学校早期再開のための教職員の意識に焦点を当てた研究は見当たらない。

また、看護職は避難所で活動する際に、人々が健康に過ごせるように、生活を整える役割が期待される。具体的には、健康状態の観察、高血圧や持病の悪化への対応、感染症の予防、災害関連の疾患の予防、心のケアなどである<sup>13)</sup>。人々の生活を整えることに責任を持つ看護職は、医療職者だけでなく、避難所で活動する様々な人々との協働が必要となる。日本の避難所の多くは学校であるが、國松らの調査によれば、実際に避難所で活動した看護師が連携・コーディネートした相手に学校の教職員は含まれていなかった<sup>14)</sup>。学校管理者の考えを知ることによって、看護職は、地震などの自然災害時の避難所での看護活動に必要な手がかりが得られると考える。

## Ⅱ. 用語の定義

学校管理者：本研究では、校長および教頭とする。

避難所：避難のための施設や場所のこと。災害対策基本法では「指定緊急避難所」「指定避難所」「福祉避難所」などの種類があるが、本研究では区別せず用いる。

## Ⅲ. 熊本地震について

「平成28年熊本地震」とは2016年4月14日以降に熊本県と大分県で相次いで発生した地震である。21時26分、熊本県熊本地方でマグニチュード(M)6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測した。その後16日01時25分、同じ熊本県熊本地方でM7.3の地震が発生し、熊本県西原村と熊本県益城町で再び震度7を観測した。このように同一地域で28時間以内に2度も震度7の地震が観測され、その後余震が半年間で4,000回以上観測されたことが本地震の特徴である。住居の被害に余震の恐怖も加わり、多くの住民が避難し、発災翌日のピーク時の避難所数は855箇所、避難者数は183,882人にとぼった。避難所指定されていない学校にも多くの避難者が集まり、それでも避難所に入りきれなくなり、車中泊をしている人も多かった。避難所が完全に閉鎖されたのは2016年11月18日であり、避難期間は長期化した。一方で前震も本震も夜間であったため、地震の規模に対する人的被害は少なかった<sup>15,16)</sup>。

## Ⅳ. 研究方法

### 1. 研究デザイン

本研究では大規模災害時の学校における避難所運営と教育活動再開の実際を記述するため、質的記述的研究デザインを用いた。

### 2. 研究協力者

2016年4月に起きた熊本地震の際、避難所になった小・中学校の管理者5名。サンプリングは研究者の個人的チャンネルを使用した後、ス

ノーボール式で行った。震災当時の体験が辛い記憶となっている可能性があることを考慮し、語ることが心理的に可能な方を紹介してもらい、研究者から直接電話で協力依頼をした。

### 3. データ採取期間

2017年9月～2019年3月であった。

### 4. データ収集

インタビューガイドを用いた半構成的面接法によりデータ収集を行った。面接内容は、①避難所運営における自分自身の役割、②避難所運営において困ったこと・課題と感じたこと、③学校再開に向けて困ったこと・課題と感じたこと、④避難所運営に対する考え方、⑤早期学校再開のために必要だと考えることである。面接は当時を詳細に思い出せるように発災から時間軸に沿って語ってもらいながら進めた。研究者は、語りの文脈を遮らないように留意した。また、協力者の属性として①年齢・性別、②被災時の役職、③所属校の勤務年数を質問した。さらに、所属校の基本的データとしては①場所、②校種、③児童・生徒数、④指定避難所の有無、⑤被災時の備蓄状況、⑥児童・生徒、職員の安否状況、⑦校内の物的被災状況、⑧避難所として開放した場所、⑨学校再開日、⑩避難所閉鎖時期を質問した。

インタビューは、プライバシーが守られる研究協力者の指定の場所で行い、内容は許可を得てICレコーダーに録音し、逐語録を作成してデータとした。

### 5. 分析方法

分析は質的記述的に行った<sup>17)</sup>。①協力者ごとに作成した逐語録を精読し、学校再開のための行動や考え関する内容について文脈を損なわないように抜き出した。②抜き出した内容をコード化し、内容の意味が類似するものにまとめ、サブカテゴリーとした。③サブカテゴリーを概観し、逐語録と行き来しながら、さらにカテゴリーへと抽象化を行った。データの信頼性と分析の妥当性の確保のため、分析結果が研究者間で一致するまで検討を行った。

## V. 倫理的配慮

研究協力者には研究の内容、目的、意義、研究方法、研究への参加は自由意志に基づくものであること、断っても不利益は生じないこと、途中で辞退することも可能であり、その際も不利益は生じないこと、匿名性を保持した上での学会や論文での公表について口頭および文書で説明した。インタビューは研究協力者が指定する場所で行った。また、インタビュー時間が長くなる場合は、疲労度を尋ねながら行なった。サンプリングはスノーボール式とし、当時の体験を語ることが心身に影響を及ぼさない方を紹介してもらった。本研究は広島大学疫学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（許可番号：E-961）。

## VI. 結 果

### 1. 研究協力者の概要

研究協力が得られた5名の属性および所属の基本データを表1に示した。5名全員が被災時は50歳代教頭または校長職であった。5名が当時所属していた学校はいずれも震度6～7が観測された地域であった。児童・生徒、教職員は無事だったものの、教職員も被災者であった。学校の物的被害は、物の散乱を初め、水道管が破裂した、電気が来ない、校舎にひびが入っている、窓ガラスが割れているなどといった被害があった。学校再開日は自治体ごとに定められていたが、いずれの学校もゴールデンウィーク終了後の5月9日であった。学校再開時に避難所が閉鎖していたのは1校であり、4校は避難者の生活と共存する状態で教育活動が始まっていた。インタビュー時間は1時間半～3時間半であった。協力者は発災から時間軸に沿って、自身で用意した当時の写真やビデオ、資料を交えて詳細に語った。

早期に教育を再開するための考えとして抽出されたカテゴリー、サブカテゴリーを表2に示した。カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを< >, 語りの例を“ ”で示した。

表1 研究協力者5名の属性と被災時の所属校の基本データ

	項目	内容
研究協力者の属性	被災時の年齢	50歳代：5名
	性別	男性：5名
	被災時の役職	校長：3名 教頭：2名
	被災時の所属校の勤務年数	1～2年目：5名
所属校の基本データ	場所	震度6～7を観測した地域：5校
	校種	小学校：4校 中学校：1校
	児童・生徒数	120人～800人
	避難所指定	有：4校 無：1校
	被災時の備蓄	有：1校（毛布が10枚程度） 無：4校
	児童・生徒、職員の安否状況	全員無事：5校
	校内の物的被害状況	有：5校
	避難所として開放した場所	体育館のみ：2校 体育館および一部の教室：3校
	学校再開日	2016年5月9日：5校
	避難所閉鎖時期	学校再開前：1校 学校再開後：4校

表2 災害後に避難所となった学校で早期に教育を再開するための学校管理者の考え

カテゴリー	サブカテゴリー
教育者の職責として子どもたちの心身・生活を守る	子どもたちの安否確認・最新情報を速やかに把握できる手立ての確保
	通学路や校内の徹底的な安全確保
	避難所で生活する子どもたちの日常生活への気配り
	授業そのものが子どもたちの心のケアになるという信念
教育者の職責として教育の場を保持する	開放する教室の厳選
	子どもたちの教室を保持する努力
他団体のすべての支援を主体的に活用する	子どもの心のケアのために必要な支援の躊躇ない受け入れ
	他団体からの支援を受け入れる柔軟さ
備えの本質は地域共同体としてのつながりである	避難所運営は役場・住民、子どもに関することは学校職員であるという役割分担に関する共通認識
	日ごろから地域コミュニティと密接な関係にあることが重要
	相互の思いやりと避難者との協力
管理者の職責として教員の心身を守る	日々の生活への意欲を発揚する環境作り
	教員の心身の負担軽減に向けた体制整備
	教員が授業再開準備に専念できるための管理職の外部との調整役

## 2. 災害後に避難所となった学校で早期に教育を再開するための行動および学校管理者の考え

### 1) 【教育者の職責として子どもたちの心身・生活を守る】

いずれの協力者からも、教員として子どもたちの安全確保に最も注力したことが語られた。発災後、教員は子どもたちの安否確認を行った。そこで、<子どもたちの安否確認・最新情報を速やかに把握できる手立ての確保>の重要性が全員から語られた。“子どもたちの家庭訪問、電話連絡をして安否確認・居場所確認をした。携帯電話、一斉メールが役立ったが1年生は大変だった”というように電話での連絡の限界とともに、年度初め特有の困難があった。また、学校再開のためには身体の安全が必須であり、<通学路や校内の徹底的な安全確保>に努めていた。“安全な通学路の確保が学校再開までの一番大きな問題で、解決するためにスクールバスの手配や保護者の送迎の誘導が必要だった”というように、あらゆる手段で通学の安全確保を行っていた。さらに、教員は<避難所で生活する子どもたちの日常生活への気配り>として、生活指導を行っていた。また、心のケアについて、<授業そのものが子どもたちの心のケアになるという信念>をもち、“授業と心のケアを分けるのではなく、授業が子どもたちの心のケアになるという自信があった。学校の使命である授業づくりをきちんと行うことで子どもの心も確かなものになっていく”と語り、一日でも早く学校を再開できるように努力をしていた。

### 2) 【教育者の職責として教育の場を保持する】

避難者が体育館に入りきれず、教室を避難場所として開放することがあったが、学校再開を見据え、<開放する教室の厳選>を行っていた。“校内を避難所として開放するにあたっては、セキュリティーの保護や教員の仕事の場所を確保するために慎重に計画的に行った”と言うように、避難者の生活に配慮しながらも教育活動を見据えた判断をしていた。また、教員は<子どもたちの教室を保持する努力>を惜しまなかった。“避難者が居る中で学校再開になるので、方針としては「共存」。生活ゾーンと学習ゾーンの区別をした”と、学校再開後も避難

者への配慮もしつつ教育のための場の確保をしていた。

### 3) 【他団体のすべての支援を主体的に活用する】

どの学校でも、<子どもの心のケアのために必要な支援の躊躇ない受け入れ>を行っていた。“地震後早期にスクールカウンセラーが来てくれたことで心のケアの対応の知識を得ることができ、さらに子どもたちへの対応は専門家に任せることができたので安心することができた”といったように、スクールカウンセラーの介入に感謝していた。しかし、一方で“教員は外に対する壁が高くEARTHが来た時も抵抗があった。一緒にやっていたら楽だったのにと今は思っている。外部に対して壁が高いのが教員の悪いところである”といったように、これまで協働の経験のない他団体からの支援を受け入れる柔軟さが必要であったと、後悔を述べることもあった。

### 4) 【備えの本質は地域共同体としてのつながりである】

学校職員が本務に専念できるためには、<避難所運営は役場・住民、子どもに関することは学校職員であるという役割分担に関する共通認識>が必要であった。“学校は避難されている方へのサポート面を行い、避難所運営自体は役場の人に任せていた。命を守るという避難所のあり方については役場の人がされた”というように、学校と役場が共通認識の下で、協働して苦難に立ち向かっていた。また、学校早期再開には<日ごろから地域コミュニティと密接な関係にあることが重要>であった。“避難所の人に授業のボランティアをしてもらったことはお互いうれしいことであった”というように、避難者にも教育活動に関わってもらっていた。また、学校早期再開には避難所になったかどうかではなく<相互の思いやりと避難者との協力>が重要であるという考えを持っていた。

### 5) 【管理者の職責として教員の心身を守る】

学校管理者は見通しが見えない作業に追われる教員に対して、<日々の生活への意欲を発揚する環境作り>を行っていた。“職員室は明るくというのがひとつのテーマだった。そのうちにみんなに仕事を任せないといけないようなと

きに、わざと「〇〇大臣」と言って任せるようにした。やりがいもあったと思う”と、教員の意欲が維持できるように工夫していた。また、＜教員の心身の負担軽減に向けた体制整備＞を行い、活動の指揮をしていた。“教員を3つの班に分け、負担感を減らすために日替わりで担当する”ように調整し、負担が偏らないようにしていた。また、教員も被災者であり、学校に出勤できない教員が肩身の狭い思いをしなくていいようなシフト制の工夫をしていた。さらに、＜教員が授業再開準備に専念できるための管理職の外部との調整役＞を引き受けるのは学校管理者として重要な役割であった。郵便物やマスクの対応など、“担任の先生が授業をちゃんと再開できるように、子どもたち一人ひとりがちゃんと把握できるというのを最優先に考え、管理職はいろんな連絡調整を行った”と語った。

## Ⅶ. 考 察

本研究の結果より得られた5つのカテゴリーは、大きく2つの立場による学校管理者の考えが含まれていると考えられた。【教育者の職責として子どもたちの心身・生活を守る】【教育者の職責として教育の場を保持する】の2つのカテゴリーは、教育者としての立場での考えである。また、【他団体のすべての支援を主体的に活用する】【備えの本質は地域共同体としてのつながりである】【管理者の職責として教員の心身を守る】の3つのカテゴリーは、管理者としての立場での考えである。そこで、この2つの立場からの考えについて考察を行った。

### 1. 教育者としての立場での考え

災害発生時、教員は第一に【教育者の職責として子どもたちの心身・生活を守る】行動を取っていた。今回、年度初めであったこともあり、通常のメール配信のシステムが整っていなかったことや、子どもたちが避難所で生活をしたり親戚の家に避難したりしていることもあり、教員は児童・生徒の安否確認に苦勞していた。しかし、電話、家庭訪問、LINEなど考えられるあらゆる手段を使ってあきらめることなく学校

再開までの子どもたちの安否確認を不断に行っていた。つまり、＜子どもたちの安否確認・最新情報を速やかに把握できる手立ての確保＞は、学校再開の準備に重要なことであった。さらに、教員は＜通学路や校内の徹底的な安全確保＞を行っていた。熊本県教育委員会の発行している防災教育と心のケアハンドブック<sup>18)</sup>によれば、学校再開にむけたポイントの一つとして通学路の安全確認がある。本研究の協力者の学校でも、子どもの安全に強い責任感を持ち、通学路や校内の100%の安全を目指していたことが分かる。

教員は、＜避難所で生活する子どもたちの日常生活への気配り＞も行っていた。日本の教員は「それが子どもにとって必要」と考えられるのならば際限なく役割を担い、熱意をもって行動することが、社会に求められているという特性を持つ<sup>19)</sup>。また、災害の経験に関わらず、日本の教員は日ごろから高い使命感を持っており、日々熱心に生活指導や部活動の指導を行っている<sup>20)</sup>。ここには、教科を教えるだけではない日本の教員の特性が表れていた。

今回の研究では、協力者全員が心のケアの重要性を語っていた。小林・櫻田は、「災害後に、家族や友人の安否がわかることで安心感が生まれ、特に学校で友人に会えたことによって不安が解消されていった」ことを明らかにし、「学校再開が心のケアにおいて非常に重要である」と述べている<sup>21)</sup>。他にも、心のケアのために、スクールカウンセラーなどの専門家の介入も重要であるが、教員がやるべきことは一日でも早い学校再開であり、＜授業そのものが子どもたちの心のケアになるという信念＞を持つことで、先の見通しがつかない悲惨な状況から、前を向いて学校再開を目指す力へ繋がったと考えられる。

避難者が学校に流れ込んでくる中、協力者らは冷静に＜開放する教室の厳選＞を行い、学びの場である＜子どもたちの教室を保持する努力＞を行っていた。避難者の辛い状況を目の前にしながらも【教育者の職責として教育の場を保持する】という強い責任感が冷静な判断を可能としたと考える。

## 2. 管理者としての立場での考え

避難所運営の主体がスムーズに避難した住民に移行するためには【備えの本質は地域共同体としてのつながりである】ことが必要であった。つまり、＜日ごろから地域コミュニティと密接な関係にあることが重要＞という考えを持ち、＜避難所運営は役場・住民であり、子どもに関することは学校職員であるという役割分担に関する共通認識＞があり、＜相互の思いやりと避難者との協力＞の重要性が明らかになった。文部科学省は熊本地震がおきる1年前の2015年に「次世代の学校・地域」創生プラン（以下馳プラン）を発表している<sup>22)</sup>。馳プランでは、学校と地域が連携・協働し、地域とともにある学校づくりを示している。本研究での研究協力者らの学校では、平時から地域と学校の連携・協働による教育体制があり、避難者と学校が支え合いながら地域の復興と学校再開が促進されたと考える。

さらに、馳プランでは校長のリーダーシップが強調されており、校長は教員が本務に専念できるようにマネジメントする役割を期待されている。実際にスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを市の教育センターに配置する取り組みも行われており、学級担任の負担軽減へつながっている報告もある<sup>23)</sup>。災害時、学校再開に向けて専門能力を有するボランティアの協力は有効である<sup>24)</sup>。ある協力者は“外部に対して壁が高いのが教員の悪いところである”と述べていた。災害時には、学校管理者がリーダーシップを取り、責任をもって【他団体のすべての支援を主体的に活用する】ことが、学校の早期再開を促進すると考える。また、和井田は教員が自身も被災者の中の困難な活動を続けるには、やりがいを感じながら協力しあえる組織体制が重要であると述べている<sup>25)</sup>。本研究でも【管理者の職責として教員の心身を守る】といったように、教員のエンパワメントを行っており、和井田の知見が支持されていた。避難された住民と学校がチームとなる体制づくりをすることは大規模災害後に学校を早期に再開するためには重要な視点である。

## 3. 避難所における看護活動への手がかかり

専門性が異なる職種間で円滑に協働するためには、それぞれの専門職の責任や役割、考え方を理解することが重要である。看護職が避難所となった学校で活動する際には、教員が教育に対する強い使命感・責任感によって早期学校再開を強く目指していること理解した上で、避難者の生活を整えることが看護職の職責であること伝える必要がある。看護職は、学校が地域と共同体となり、校長をリーダーとしたチームとして機能している性質や、その避難所での運営主体が誰であるかを見極めて、活動していく必要がある。そうすることで、避難者の健康・生活を効果的・効率的に整えるだけでなく、教職員の健康を守る役割も担える可能性がある。

## VIII. 研究の限界

本研究の研究協力者らは、苦慮しながらも避難所の運営を比較的円滑に行うことができ、当時の体験を語るることができる学校管理者であった。大規模地震災害という自然災害における避難所運営の実態を教職員の視点で明らかにしたことは、今後災害看護を行う上で大きな意義があったと考える。

しかし、今回は5名の語りからの結果であり、一般化できるまでには至っていない。今後、災害看護の実践と教育を行うにあたっては、様々な状況を含めるために、広く助言を求める工夫が必要である。

## IX. 結 論

本研究結果より以下のことが明らかになった。

- 1) 災害時に避難所になった学校で早期に学校再開するため必要なことは【教育者の職責として子どもたちの心身・生活を守る】【教育者の職責として教育の場を保持する】であった。
- 2) 避難所運営を避難者にスムーズに移行し、教員が学校再開活動に専念するために必要なことは【他団体のすべての支援を主体的に活用する】【備えの本質は地域共同体としてのつながりである】【管理者の職責として教員の心身を

守る】であった。

3) 教育者としての職責に対する考えや価値観・管理的立場での信念を看護職が理解し、看護活動を行うことで、避難者の健康・生活を効果的・効率的に整えられる可能性がある。

## 謝 辞

本研究で震災当時のことを詳細に語ってくださった研究協力者の皆様，データ収集に協力してくださった神田みゆき氏に感謝する。

## 利益相反の開示

本研究における利益相反は存在しない。

## 研究助成情報

本研究は、JSPS 科研費基盤研究(B)の助成を受けた研究の一部である。

## 文 献

- 1) 内閣府. 平成 29 年度版防災白書特集第 1 章熊本地震の概要. 2021.3.8. [http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h29/honbun/0b\\_1s\\_01\\_01.html](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h29/honbun/0b_1s_01_01.html)
- 2) 矢守克也. 阪神大震災における避難所運営－その段階的変容プロセス－. 実験社会心理学研究, 1997 ; 37(2) : 119-137.
- 3) 内閣府. 避難所運営ガイドライン. 2021.3.8. [http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_guideline.pdf)
- 4) 中野晋, 宇野宏司, 照本清峰他. 豪雨災害時の学校防災管理の課題と対策. 土木学会論文集 F6 (安全問題), 2013 ; 69(2) : I\_147-I\_152.
- 5) 兵庫県教育委員会. 災害を受けたこどもたちの心の理解とケア指導資料第三部教職員の心の問題の自制と対応策. 2021.3.8. <http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/bosai/kokorokea.pdf>
- 6) 柏原士郎, 上野淳, 森田孝夫. 阪神・淡路大震災における避難所の研究. 1998 ; 大阪 : 大阪大学出版会.
- 7) 震災復興調査研究委員会編. 阪神・淡路大震災復興誌第 1 巻第二部各論第一章. 1997 ; 神戸 : 21 世紀ひょうご創造協会.
- 8) 文部科学省. 平成 23 年度東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書第 4 章 避難所の運営状況について. 2021.3.8. [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/\\_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323511\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323511_2.pdf)
- 9) 熊本県教育庁. 熊本地震の対応に関する検証報告書第 1 章熊本地震の概要. 2021.3.8. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/65435.pdf>
- 10) 内閣府. 平成 28 年度避難所における被災者支援に関する事例等報告書 2. 2021.3.8. <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/houkokusyo.pdf>
- 11) 作川真悟, 酒井明子. 避難所において看護職が担うコーディネートに関する研究. 日本災害看護学会誌, 2018 ; 20(2) : 3-13.
- 12) 前田康裕. まんがで知る教師の学び 3. 2018 ; 東京 : さくら社.
- 13) 黒田裕子, 神崎初美. 事例を通して学ぶ避難所・仮設住宅の看護ケア. 2021 ; 東京 : 日本看護協会出版会.
- 14) 國松秀美, 河村諒, 白井千津. 避難所看護活動における保健師との連携の在り方 : 東日本大震災における看護師の活動から. 梅花女子大学看護保健学部紀要, 2020 ; 10 : 13-21.
- 15) 気象庁. 気象庁技術報告書第 135 号 2018 年. 平成 28 年 (2016 年) 熊本地震の概要. 2121.3.8. <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/gizyutu/135/ABSTJ.pdf>
- 16) 熊本県教育庁. 熊本地震の対応に関する検証報告書第 2 章課題及び課題への対応. 2021.3.8. <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/65436.pdf>
- 17) グレグ美鈴, 麻原きよみ, 横山美江編. よくわかる質的研究の進め方・まとめ方看



- 護研究のエキスパートをめざして（第2版）. 2016；東京：医歯薬出版株式会社.
- 18) 熊本県教育委員会. 防災教育と心のケアハンドブックⅡ章4学校再開に向けたポイント. 2017；29-37.
  - 19) 久富善之. 学校・教師と親の〈教育と責任〉をめぐる関係構成. 教育社会学研究, 2012；90：43-64.
  - 20) 松井典夫, 岡村季光. 災害時における教師の職業的役割－「使命感」と「多忙感」に着目して－. 教師学研究, 2018；21(2)：13-21.
  - 21) 小林朋子, 櫻田智子. 災害を体験した中学生の心理的变化. 教育心理学研究, 2012；60：430-442.
  - 22) 文部科学省. チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）. 2021.3.8. [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf)
  - 23) 江添信城. 「次世代の学校・地域」創生プランの方向性と課題について：「教育のための社会」の理念に基づく一考察－. 創大教育研究, 2016；26：103-114.
  - 24) 鳥庭康代, 中野晋, 金井純子他. 2015年関東・東北豪雨による常総市内での学校・保育所等の浸水被害と再開までの取組み. 土木学会論文集 F6（安全問題）, 2016；72(2)：I\_47-I\_52.
  - 25) 和井田節子. 学校危機と教師教育. 特別課題研究「震災・学校危機と教師教育」研究報告集（2018年1月改訂版）. 2018；埼玉：日本教師教育学会.

# **School administrators' ideas for the early resumption of education in schools turned into post-disaster evacuation shelters: Clues for nursing activities**

Shoko TAKAHASHI<sup>1</sup>, Chieko KUKINAKA<sup>2</sup>, Hiromi KAWASAKI<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> Faculty of Nursing and Nutrition, The University of Shimane

<sup>2</sup> Faculty of Life Science, Kumamoto University

<sup>3</sup> Institute of Biomedical & Health Sciences, Hiroshima University